

2017年3月30日

ウェザーニューズ、海運会社の EU MRV 対応をトータルでサポートする『Emission Status Monitoring Service』提供開始

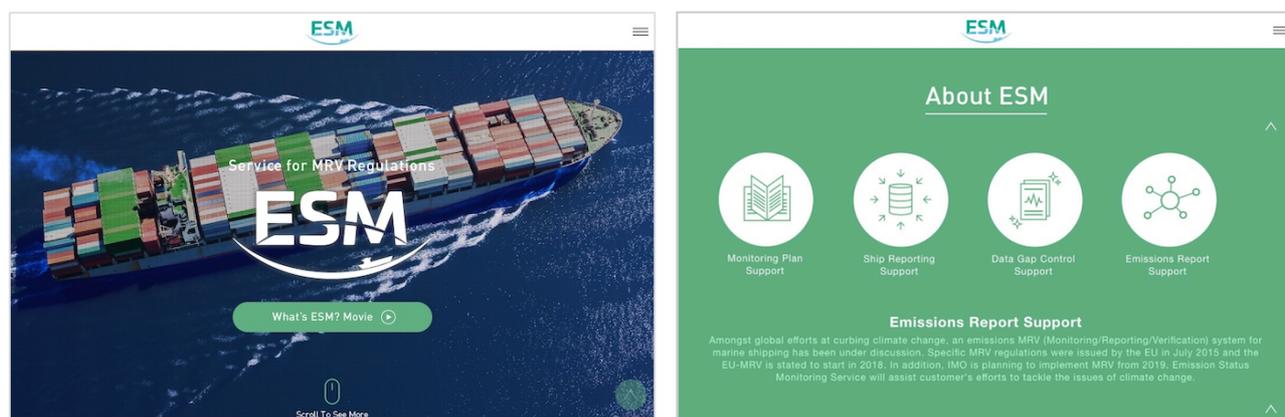
～2018年、EU域に寄港する船舶のCO₂排出量のモニタリング/報告/認証を義務づける EU MRV 施行～

株式会社ウェザーニューズ（本社：千葉市美浜区、代表取締役社長：草開千仁）は、海運業界の燃費報告制度に関する欧州規制、EU MRV [Monitoring, Reporting and Verification] の2018年1月1日施行に伴い、海運会社の EU MRV 対応をトータルでサポートする新サービス『Emission Status Monitoring Service』を全世界の海運会社を対象に提供開始することを発表しました。第一フェーズとして、2017年8月31日が提出期限となっている Monitoring Plan（モニタリング計画書）の立案を支援する『Monitoring Plan Support』の申し込みを2017年4月12日より受け付けます。

当社は約半世紀にわたって海運業界をサポートする中で開発したサービスインフラやデータベースをフル活用し、EU MRV 対応にかかる海運会社の業務負担の軽減と、迅速かつ確実な EU MRV 対応を支援してまいります。

※ Emission Status Monitoring Service は EU MRV 認証サービスではありません。船会社の EU MRV 対応の支援サービスです。EU MRV 認証プロセスにおいては別途認証機関との契約が必要となります。

『Emission Status Monitoring Service』 専用サイト	『Emission Status Monitoring Service』 お問い合わせ
https://esm.wni.com/promotion/	https://esm.wni.com/promotion/contact/



『Emission Status Monitoring Service』専用サイト

◆海運会社の EU MRV 対応をサポート、『Emission Status Monitoring Service』提供開始

これまで海運業界が担ってきた「荷物を安全（Safety）かつ経済的（Economy）に運ぶ」という役割に加えて、EU MRV 施行によって海運業界の「環境性（Ecology）」への取り組みが求められています。当社は海運業界の「環境性（Ecology）」という新たなミッションへの挑戦を支援するため、EU MRV 対応をトータルでサポートする『Emission Status Monitoring Service』の提供を開始します。

第一フェーズとして 2017 年 8 月 31 日が提出期限となっている Monitoring Plan（モニタリング計画書）の立案を支援する『Monitoring Plan Support』の申し込みを 2017 年 4 月 12 日から受け付けます。以降、EU MRV の施行フェーズに合わせて順次サポートを行います。

2019 年以降、EU のみならず IMO（国際海事機関）による世界的な船舶の燃費報告制度が始まるとされており、『Emission Status Monitoring Service』は世界基準の規制にも対応をしていく予定です。

当社は前身のオーシャンルーツ社の時代から約半世紀にわたり、安全で経済的な船舶の運航を支援してまいりました。今回リリースした新サービス『Emission Status Monitoring Service』に加えて、実際に燃費航海の実現を支援する『Optimum Ship Routeing Service』や、本船パフォーマンスを把握・管理する『Performance Status Monitoring Service』を通じて、「環境性(Ecology)」という新たなステージに向かう海運業界をフルサポートいたします。

- Emission Status Monitoring Service について
<https://esm.wni.com/promotion/>
- ウェザーニュースの航海気象サービスについて
<https://jp.weathernews.com/your-industry/shipping/>
- ウェザーニュースの起源について
<https://jp.weathernews.com/corporate-outline/our-history/>

◆海運業界の燃費報告制度に関する欧州規制・EU MRV について

海運業界全体が排出する CO₂ は、世界の温室効果ガス（GHG）総排出量の 2.5%にあると言われています（※）。2015 年、欧州委員会は地球温暖化対策や環境負荷低減のため、海運業界の燃費報告制度に関する欧州規制、EU MRV [Monitoring, Reporting and Verification]を採択しました。EU MRV は EU 域内の港に寄港する 5,000 トン超の船舶に対して、船籍国に関わらず排出量のモニタリング、報告、認証を義務づけるもので、2018 年 1 月 1 日からモニタリングを開始することが決定しています。第一フェーズとして、該当船舶を管理する会社は 2017 年 8 月 31 日までに Monitoring Plan（モニタリング計画書）を作成し、認証機関に提出する必要があります。2018 年 1 月以降、欧州の港に積み荷の上げ下ろしや乗客の乗降を目的に寄港する全ての航海に対して Monitoring Plan にもとづく CO₂ 排出量の測定が義務づけられます。

※ 欧州委員会 HP より (https://ec.europa.eu/clima/policies/transport/shipping_en)

◆EU MRV 施行フェーズ

2017 年 8 月 31 日	Monitoring Plan（モニタリング計画書）の作成。認証機関により認証。
2018 年 1 月 1 日	EU MRV モニタリング開始。EU 域の港に寄港する 5,000 トン超の船舶に対して、一航海ごとに CO ₂ 排出量、航海距離、輸送貨物のモニタリングを開始。
2019 年 4 月 30 日 (毎年 4 月 30 日更新)	モニタリング結果をもとに Emissions Report（排出量報告書）を作成、認証機関に提出。Emissions Report の認証後、DoC [Document of Compliance]（適合証書）が発行され、認証済みの Emissions Report と DoC を EU および旗国政府へ提出する。
2019 年 6 月 30 日 (毎年 6 月 30 日更新)	DoC を船内に据え置き、以降の EU 域内の港での検査時に提示。